

# 札幌市乳がん検診実施要領

## 1 目 的

この要領は、健康増進事業の一環として乳がんを早期に発見し、市民の健康保持に寄与するために行う乳がん検診の委託実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 対 象 者

乳がん検診の対象者は、下表のとおりとする。

なお、検診実施医療機関の医師の判断によっては、下表の要件を満たす場合でも札幌市乳がん検診を受診することができないこともある。

| 項 目          | 要 件                    | 留 意 事 項                                                                             |
|--------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 住 所          | 札幌市内に居住地を有する女性         | ・マイナンバーカード、資格確認書など公的証明書類で確認すること。<br>・住民票が他市町村にあっても、札幌市内に居住していれば検診の対象者として受診することができる。 |
| 年 齢          | 受診日当日に40歳以上で、原則偶数年齢の女性 | ・受診日当日に40歳以上の偶数年齢の女性。<br>・ただし、直前の偶数歳時に札幌市乳がん検診を受診しなかった奇数歳の女性は受診可能とする。               |
| 受診間隔         | 2年に1回                  | ・同一年齢時に1回受診可能。受診後は再び上記年齢要件を満たすまで受診できないこととする。                                        |
| 他 の 検診制度との関係 | 職場等で受診する機会のない女性        | ・受診者より職場等で検診を受診する機会がないことを確認すること。<br>・健康保険の種別は問わない。                                  |

※詳細については、Q&A（17頁）を参照のこと

## 3 実施機関

### (1) 検診実施医療機関の指定

検診実施医療機関は、次のア～ウの条件を満たしている医療機関であって、札幌市医師会が指定する医療機関とする。

#### ア 乳房エックス線撮影装置

乳房エックス線検査を実施するに適切な撮影装置（原則として日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たしているものとし、少なくとも適切な線量及び画質基準を満たす必要があること。）を備えるものとする。

#### イ 読影医師及び診療放射線技師

日本乳がん検診精度管理中央機構が主催あるいは共催した講習会を受講し、B以上の評価を受けた読影認定医及び撮影認定診療放射線技師が所属している医療機関とする。

ただし、札幌市が実施する研修会を受講した乳房エックス線検査（マンモグラフィ）の読影及び撮影に従事する医師及び診療放射線技師が所属している医療機関も指定する。

#### ウ 二重読影

2名の医師による二重読影を実施できること。

### (2) 医療機関情報変更の届出（札幌市への届出）

指定医療機関は、所在地、医療機関名称、委託料振込口座などの情報に変更が

ある場合、所定の「変更届」(31頁参照)を札幌市に提出するものとする。

### (3) 指定廃止の届出(札幌市医師会への届出)

指定医療機関は、検診の指定を廃止する場合、札幌市医師会へ連絡のうえ、所定の手続きをしなければならない。

## 4 検診料・受診者負担額

|     |       | 検診料     | 受診者負担額 | 札幌市負担額 | 請求事務手数料 |
|-----|-------|---------|--------|--------|---------|
| 乳がん | 2方向撮影 | 10,956円 | 1,800円 | 9,156円 | 220円    |
|     | 1方向撮影 | 6,831円  | 1,400円 | 5,431円 | 220円    |

## 5 受診者負担額の免除

下表の免除対象者に該当する方から、受診者負担額の免除の申し出を受けた場合には、それぞれ当該事実を明らかにする下表の証明書類の提示を受けて確認するものとする。(検診受診当日に証明書類を提示する必要がある。)

証明書類の原本は確認後、本人に返却することとし、下表備考を参照し、写しが必要とされている証明書類については、可能な限りコピーを取って請求月ごとにとりまとめ、請求書類一式に写しを同封すること(受付業務の都合などにより、やむを得ない場合は、写しを省略することができる。)。なお、下表に記載のある証明書類以外を使用することはできないものとする。

| 免 除 対 象 者<br>※1頁2の対象要件に該当すること        | 証 明 書 類                                                                                                                  | 備 考                                |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 70歳以上の方                              | ○ マイナンバーカード、資格確認書等の公的書類(年齢確認のみ)                                                                                          | 写し不要                               |
| 市・道民税非課税世帯の方<br>(①・②のいずれか)           | ① 市・道民税が非課税であることが確認できる書類(「課税証明書」「所得証明書」「納税証明書」)<br>・18歳以上の世帯全員分<br>・均等割額及び所得割額の双方が0円であること。<br>・市税事務所、区役所の税の窓口で発行(手数料無料)。 | 可能な限り写しが必要                         |
|                                      | ② 介護保険料納入通知書、介護保険料確定通知書、介護保険料特別徴収(決定・変更・停止)通知書(いずれも65歳以上のみ)<br>・保険料段階が第1段階～第3段階のもの                                       | 検診票兼請求明細書に「段階」と「被保険者番号」を記入すること。    |
| 65歳～69歳で後期高齢者医療制度に加入の方<br>(①・②のいずれか) | ① マイナ保険証、資格確認書のいずれか<br>・保険者番号が3901から始まる。<br>・加入者は重度障がい者などに限定。                                                            | 検診票兼請求明細書に3901から始まる「保険者番号」を記入すること。 |
|                                      | ② 後期高齢者健診受診券<br>・自己負担額の有無に関わらず免除。                                                                                        | 可能な限り写しが必要                         |
| 生活保護世帯の方<br>(①～③のいずれか)               | ① 生活保護受給証明書<br>② 生活保護世帯健康診査受診券<br>③ 生活保護法による医療券又は介護券<br>(検診受診日の当月分又は前月分のみ有効)                                             | 可能な限り写しが必要                         |
| 中国残留邦人等支援給付世帯の方                      | ○ 本人確認証                                                                                                                  | 可能な限り写しが必要                         |

※ 課税証明書等の有効期限など詳細の取扱については、Q&A(19頁)を参照のこと

## 6 検診内容等

乳がん検診の検診項目は、次に掲げる質問（医師が立ち会っており、かつ医師が自ら対面により行う場合において「問診」と読み替える）及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）とする。

ただし、「マンモグラフィによる乳がん検診の手引き、精度管理マニュアル」に記載されている方法等に基づき、精度を維持できる状況で併用する場合は、視触診の実施を可能とする。

また、実施方法を定めるに当たっては、受診者の利便性に配慮するとともに、検診の結果を速やかに受診者に通知するなど、検診の円滑かつ適切な実施に支障をきたすことのないよう努めるものとする。

### (1) 質問

質問に当たっては、乳がん検診票兼請求明細書（様式2-1）により現在の症状、月経に関する事項及び妊娠の可能性の有無等を必ず聴取し、かつ、既往症、喫煙状況、家族歴、過去の受診状況、乳房エックス線検査の実施可否に係る事項等を聴取するものとする。

なお、必要に応じて、医療機関で通常使用している帳票等により実施することのできるものとする。なお、質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はない。受診時には本市より送付している「受診者への説明文（札幌市がん検診を受診される方へのお知らせ）」を配布することとする。また、問診の結果、喫煙者と判明した者に対しては、可能な範囲で、本市より送付している「喫煙防止パンフレット」を配布することとする。

### (2) 乳房エックス線写真の撮影方法

#### ア 40歳代

両側乳房について内外斜位方向撮影及び頭尾方向撮影を行うものとする。

#### イ 50歳以上

両側乳房について内外斜位方向撮影を行うものとする。ただし、過去の乳房エックス線写真等から医師が必要と判断した場合は、頭尾方向撮影を追加することができる。（詳細についてはQ&A（20頁）を参照のこと。）

### (3) 乳房エックス線写真の読影方法

適切な読影環境の下で、二重読影により行う。

二重読影にあたっては、1頁3-(1)ーウの規定に基づき2名の医師により行うものとする。過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影することが望ましい。

### (4) 検診結果

乳がん検診の結果は、下記のとおり、乳がん検診票兼請求明細書（様式2）に記録するものとする。

#### ア 視触診

原則視触診は実施不要であるが、実施した場合は実施欄にチェックする。

#### イ 50歳以上の2方向撮影

50歳以上は原則1方向撮影であるが、過去の乳房エックス線写真等から、医師が必要と判断し、頭尾方向撮影を追加した場合は、実施欄にチェックを入れ、2方向撮影した理由を記載する。

#### ウ マンモグラフィ判定

マンモグラフィの結果をカテゴリー分類別に分類し、判定区分を記載することとする。（参考：「マンモグラフィによる乳がん検診の手引き－精度管理マニユ

アルJ)

なお、左右の二重読影による判定の結果が異なった場合、よりカテゴリーの悪い方を記載すること。

・カテゴリー 1

異常なし。

異常所見はない。乳房は左右対称で、腫瘤、構築の乱れ、悪性を疑わせる石灰化も存在しない。血管の石灰化、正常大の腋窩リンパ節はこのカテゴリーに入る。高濃度乳房も他に所見がなければ、これに含まれる。

・カテゴリー 2

良性。

明らかに良性と診断できる所見がある。退縮、石灰化した線維腺腫、乳管拡張症による多発石灰化、オイルシスト (oil cyst)、脂肪腫、乳瘤のような脂肪含有病変や、過誤腫のような脂肪含有性病変、乳房内リンパ節、豊胸術後などがこれに含まれる。

・カテゴリー 3

良性、しかし悪性を否定できず。

良性の可能性が非常に高いが、悪性も否定できない。圧迫スポット・拡大撮影や超音波検査などの追加検査が必要である。ほとんど境界鮮明かつ平滑な病変（嚢胞、線維腺腫など）や、ごく淡い良悪性の判定困難な微細石灰化などが含まれる。

・カテゴリー 4

悪性の疑い。

乳がん典型的な形態ではないが、悪性の可能性が高い病変で、細胞診や生検も含めた精査が必要である。

・カテゴリー 5

悪性。

ほぼ乳がんと考えられる病変。スピキュラを有する高濃度腫瘤や区域性分布を示す微細線状・微細分枝状石灰化などが含まれる。

・カテゴリー N 1

体動、撮影条件不良やポジショニング不良などにより、再検する必要があるもの（要再撮影）

・カテゴリー N 2

乳房や胸郭の形状などによりマンモグラフィを再検しても有効でないと予想されるもの（判定は触診判定による）

## エ 検査結果

精密検査の必要性の有無を区分し記載する。

### (5) 乳房エックス線写真及び検診結果の保管

医療機関は、乳房エックス線写真及び検診結果を少なくとも5年間保存しなければならないものとする。

### (6) その他

必要に応じて、以下の業務を行うものとする。

ア 乳がんのブレスト・アウェアネスの方法についての助言・指導

イ がんに関する知識の啓発・健康指導

## 7 検診結果の通知

医療機関は、問診、乳房エックス線検査の結果等を総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を決定し、結果を明記した検診結果通知書（参考－1（30頁参照））又は医療機関で独自に作成している様式などにより、受診者に対し速やかに通知又は面談による説明を行うとともに、事後管理について必要な指導を行うものとする。

併せて、乳がんは、日常の健康管理としてのブレスト・アウェアネスを通じて、しこりに触れるなどの自覚症状を認めることにより発見される場合があるため、定期的な検診受診の勧奨に加えて、ブレスト・アウェアネスや、気になる症状がある場合の速やかな医療機関への受診等について指導するよう努めるものとする。

また、「要精検」と区分された方には、後記8による精密検査を受診するよう指導するものとする。

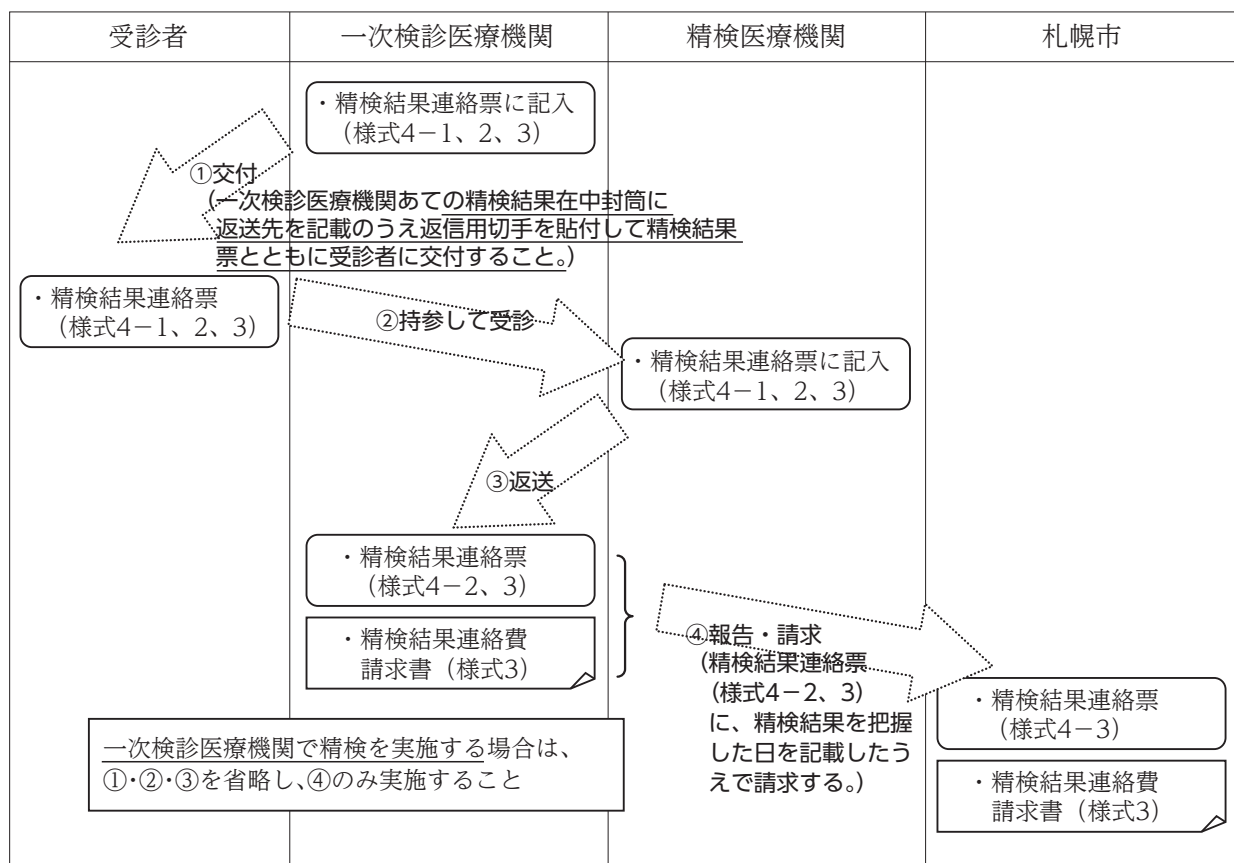
なお、結果の通知及び説明に係る費用については、2頁4の検診料に含まれている。

※ 診療報酬上では、「初診時又は再診時に行った検査、画像診断の結果のみを聞きに来た場合」は、初診又は再診に附随する一連の行為とみなされ、別に再診料又は外来診療料は算定できないとされていますので、その点ご注意ください。

## 8 精密検査の実施及び札幌市への結果報告

医療機関は、検診の結果、精密検査が必要と認めた方に対して、速やかにその結果について通知又は面談による説明を行うとともに、以下の要領により精密検査を受診するよう指導し、その結果について札幌市へ報告することとする。その際、事務手数料として220円（税込）を札幌市に請求できるものとする。（6頁9－(2)を参照のこと）

### (1) 精検実施の流れ



## (2) 留意点

### ア 他医療機関で精検を実施する場合

(ア) 5 頁表の①～④の流れにより精検を実施し、その結果を札幌市へ報告するものとする。

(イ) 受診者には、必ず精検結果連絡票（様式 4）と返信用の切手を貼付した返信用封筒\*（精検医療機関から一次検診医療機関への返送用封筒）を交付し、精検を受診する際に、精検医療機関に提出するよう指導するものとする。

※返信用封筒には、返信用切手を貼付し、返信先を記載する。

(ウ) 精検医療機関から一次検診医療機関に精検結果連絡票の返送が無い場合は、精検医療機関又は受診者に問い合わせるなどして精検結果を把握し、札幌市へ報告することとする。

### イ 一次検診医療機関（自院）で精検を実施する場合

5 頁表の①～③を省略し、④の札幌市への報告・請求を行うものとする。

### ウ 精検の受診勧奨等

要精検者については名簿等の作成による十分な管理を行い、精検未受診者に対しては受診勧奨を行うこととする。

## 9 検診料等の請求

医療機関は、検診料等の請求を以下の要領により行うものとする。

なお、一部機械による文字読み取りを行うことから、記載にあたっては枠をはみ出さないよう注意するものとする。

### (1) 検診料の請求

#### ア 請求単位

原則、月単位（1 日から月末までの 1 か月単位）で請求するものとする。なお、当該請求については、検診実施日に基づき、請求するものとする。

#### イ 提出期限

検診実施月の翌月 15 日まで提出するものとする。（ただし、3 月分は 4 月 10 日まで）

#### ウ 提出書類

検診料の請求に際しては、以下の書類を札幌市へ提出するものとする。

(ア) 乳がん検診請求書（様式 1－1）

(イ) 乳がん検診請求兼報告書（様式 1－2）

(ウ) 乳がん検診票兼請求明細書（様式 2－2）

※ 様式 1 は 3 枚複写で様式 1－1 及び様式 1－2（上から 1 枚目・2 枚目）を札幌市に提出する。残りの 3 枚目（様式 1－3）は、医療機関控えである。

※ 様式 2 は 2 枚複写で様式 2－2（上から 2 枚目）を札幌市に提出する。1 枚目（様式 2－1）は医療機関控えである。

#### エ 月遅れ分の請求等

原則上記イの期限までに請求するものであるが、やむを得ず期限までに請求ができなかった分については、月遅れ分として請求することができる。詳細は、Q&A（23 頁）を参照のこと。

### (2) 精検結果連絡費の請求

5 頁 8 により札幌市へ精検結果連絡票を提出する際に、精検結果連絡費を以下により、札幌市へ請求することができる。

## ア 請求

請求は一次検診医療機関が行うものとする。請求月は、一次検診医療機関が精密検査結果を把握した日に基づき、請求するものとする。

## イ 提出書類

(ア) 乳がん検診精検結果連絡費請求書(様式3-1)

(イ) 乳がん検診精検結果連絡費請求兼報告書(様式3-2)

(ウ) 乳がん検診精検結果連絡票(様式4-3)

※ 様式3は3枚複写で様式3-1及び様式3-2(上から1枚目・2枚目)を札幌市に提出する。残りの3枚目(様式3-3)は、医療機関控えである。

※ 様式4は3枚複写で様式4-3(上から3枚目)を札幌市に提出する。1枚目(様式4-1)は精検医療機関控え、2枚目(様式4-2)は一次検診医療機関控えである。

## ウ 請求単位・提出期限・月遅れ請求等

6頁(1)の検診料の請求と同様の取扱とする。

## 10 検診料等の支払

札幌市は、報告に基づき検査を行い、適正な請求であることを確認した日から30日以内に、請求書に記載されている金融機関の預金口座に振込むものとする。

指定する振込口座を変更する場合は、必ず事前に所定の「変更届」(31頁参照)を札幌市に提出するものとする。

なお、詳細については、Q&A(23頁)を参照のこと。

## 11 精度管理項目

検診実施医療機関は、実施するがん検診の精度を確保するため、「精度管理項目」(14頁参照)に基づいた検診を実施するよう努めるものとする。

## 12 偶発症発生時の報告

以下の重篤な偶発症・偶発症による死亡が発生した場合は、一次検診・二次精検時に関わらず、別紙様式(28頁を複写して使用)により、本市に報告すること。

○ 重篤な偶発症＝入院治療を要するものとする。

例：一次検診の場合＝検査中の骨折、生検時の重篤な出血、迷走神経反射 等

○ 偶発症による死亡＝がんの見逃しによるものを除く。

## 13 実施期日

この要領は、令和8年4月1日から実施する。

## 14 請求及び問い合わせ先

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE札幌ビル7階  
札幌市保健福祉局ウェルネス推進部 ウェルネス推進課  
TEL 211-3514 FAX 211-3521

# 札幌市乳がん超音波検査 実施要領

## 1 目的

この要領は、乳がんを早期に発見し、市民の健康保持に寄与するために行う札幌市乳がん超音波検査（以下「超音波検査」という。）の委託実施に関し、必要な事項を定めることとする。

## 2 対象者

超音波検査の対象者は、下表のとおりとする。

なお、検査実施医療機関の医師の判断によっては、下表の要件を満たす場合でも受診することができないこともある。

| 項目       | 主な要件             | 留意事項                                                                                      |
|----------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住 所      | 札幌市内に居住地を有する女性   | ・ マイナンバーカード、資格確認書など公的証明書類で確認する。<br>・ 住民票が他市町村にあっても、市内に居住していれば対象者とすることができる。                |
| 年 齢      | 受診日当日に40歳～49歳の女性 | ・ 札幌市乳がん検診の検査項目であるマンモグラフィ検査の受診時に、超音波検査に同意する女性<br>※マンモグラフィ検査と同日に超音波検査を受診できず、50歳を迎えても対象とする。 |
| 他の制度との関係 | 職場等で受診する機会のない女性  | ・ 受診者より職場等で当該検査を受診する機会がないことを確認すること。<br>・ 健康保険の種別は問わない。                                    |

## 3 実施機関

### (1) 検査実施医療機関の指定

検査実施医療機関は、次の条件を満たしている医療機関であって、札幌市医師会が指定する医療機関とする。

#### ア 乳房超音波検査装置

乳房超音波検査を実施するに適格な撮影装置（原則として日本乳癌検診学会が定める超音波における乳がん検診の手引きに基づく超音波装置の基準を満たしたもの）を備えるものとする。

イ 日本乳がん検診精度管理中央機構または日本乳腺甲状腺超音波診断会議（現日本乳腺甲状腺超音波医学会）が主催あるいは共催した超音波検査に関する講習会を受講し、B以上の評価を受けた医師及び臨床検査技師等<sup>\*1</sup>が所属している医療機関とする。

ただし、札幌市が実施する研修会<sup>\*2</sup>を受講した医師及び臨床検査技師等<sup>\*1</sup>が所属している医療機関も指定する。

また、日本乳がん検診精度管理中央機構が行う評価試験でCまたはD評価、講

習会末受講の場合は改善すること。

※1 ただし、医師が超音波検査と結果の判定を両方実施する場合、臨床検査技師等が所属していない場合でも、指定の条件を満たしていることとする。

※2 詳細については、札幌市医師会より案内文を送付する。

## (2) 医療機関情報変更の届出（札幌市への届出）

指定医療機関は、所在地、医療機関名称、委託料振込口座などの情報に変更がある場合、所定の「変更届」（31頁参照）を札幌市に提出することとする。

## (3) 指定廃止の届出（札幌市医師会への届出）

指定医療機関は、検査の指定を廃止する場合、札幌市医師会へ連絡のうえ、所定の手続きをしなければならない。

## 4 検査料・受診者負担額

|       | 検査料    | （ 受診者負担額 | 札幌市負担額 |
|-------|--------|----------|--------|
| 超音波検査 | 3,850円 | 800円     | 3,050円 |

※ 超音波検査に係る事務手数料は、乳がん検診（マンモグラフィ検査）に含まれていることから、事務手数料（220円）を請求できないこととする（請求書の記載方法は、24頁参照）。

## 5 受診者負担額の免除

下表の免除対象者に該当する方は、マンモグラフィ検査受診時に下表の証明書類を確認できれば、超音波検査受診時に新たに確認しなくてもよい。

| 免除対象者                  | 証明書類                                                                                                                    | 備考         |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 市・道民税非課税世帯の方           | ① 市・道民税が非課税であることが確認できる書類（「課税証明書」「所得証明書」「納税証明書」）<br>・18歳以上の世帯員全員分<br>・均等割額及び所得割額の双方が0円であること<br>・市税事務所、区役所の税の窓口で発行（手数料無料） | 可能な限り写しが必要 |
| 生活保護世帯の方<br>（①～③のいずれか） | ① 生活保護受給証明書<br>② 生活保護世帯健康診査受診券<br>③ 生活保護法による医療券又は介護券<br>（受診日の当月分又は前月分のみ有効）                                              | 可能な限り写しが必要 |

注）課税証明書の有効期限など詳細の取り扱いについては、Q&A（19頁）を参照

## 6 検査内容等

### (1) 問診等

○ 説明と同意

利益と不利益に関する説明書兼同意書（様式6）にて、超音波検査による利益と不利益を説明した上で、同意の署名を取得する。また、実施医療機関は、取得した同意書を少なくとも5年間保存することとする。

なお、受診者の求めがあった場合は、別途説明書兼同意書を交付する。交付分の説明書兼同意書への署名は不要とする。

## (2) 検査者

検査者は次の条件を満たしている者とする。

日本乳がん検診精度管理中央機構または日本乳腺甲状腺超音波診断会議（現日本乳腺甲状腺超音波医学会）が主催あるいは共催した超音波検査に関する研修を受講し、B以上の評価を受けた医師または臨床検査技師等とする。

ただし、札幌市が実施する研修会を受講した医師または臨床検査技師等は、この限りではない。

## (3) 検査方法

マンモグラフィ検査による画像を参照しながら超音波検査を行う「同時併用方式」で実施する。この際、マンモグラフィ検査者は、超音波検査者のマンモグラフィ検査結果の読影力を補助するために、読影内容を付加する。

## (4) 検査結果

### ア 判定者

判定者は次の条件を満たしている者とする。

日本乳がん検診精度管理中央機構または日本乳腺甲状腺超音波診断会議（現日本乳腺甲状腺超音波医学会）が主催あるいは共催した超音波検査に関する研修を受講し、B以上の評価を受けた医師とする。

ただし、札幌市が実施する研修会を受講した医師は、この限りではない。

### イ 判定のカテゴリー分類

超音波検査の結果をカテゴリー分類別に分類し、判定区分を記載することとする。（参考：「超音波による乳がん検診の手引き—精度管理マニュアル—」）

#### ・ カテゴリー0

判定不能。

#### ・ カテゴリー1

異常所見を認めない。

#### ・ カテゴリー2

所見があるが、要精密検査とする所見なし。

#### ・ カテゴリー3

良性しかし悪性を否定できない。

#### ・ カテゴリー4

悪性の可能性が高い。

#### ・ カテゴリー5

悪性。

### ウ 検査結果の判定方法

マンモグラフィ検査と超音波検査を判定したのちに、両者の所見を総合的に判断して要精検者を決定する「総合判定方式」で結果を判定する。この際、マンモグラフィ検査の二次読影、超音波検査の判定及び総合判定は、同じ医師が兼ねてもよい。

なお、結果は、乳がん検診票兼請求明細書（様式2－1）に記録すること。

#### (5) 総合判定者

総合判定者は、以下の要件をすべて満たす医師とする。

ア マンモグラフィ検査の結果を読影できる医師

イ (4)のアに該当する医師

ウ 乳腺疾患に精通している医師

#### (6) その他

必要に応じて、がんに関する知識の啓発・健康指導・禁煙指導等を行う。

### 7 検査結果の通知

医療機関は、検査の結果については、精密検査の必要性の有無を附し、結果を明記した検査結果通知書（参考1（30頁参照））又は医療機関で独自に作成している様式などにより、受診者に対し速やかに通知又は面談による説明を行うとともに、事後管理について必要な指導を行うこととし、「要精検」と区分された方には、下記8による精密検査を受診するよう指導すること。

なお、当該結果の通知および説明に係る費用については、9頁4の検査料に含まれているので、受診者から徴収しないよう注意すること。

※ 診療報酬上では、「初診時又は再診時に行った検査、画像診断の結果のみを聞きに来た場合」は、初診又は再診に附随する一連の行為とみなされ、別に再診料又は外来診療料は算定できないとされているので、その点を留意すること。

### 8 精密検査結果の札幌市への報告

医療機関は、検査の結果、精密検査が必要と認めた方に対して、速やかにその結果について通知又は面談による説明を行うとともに、以下の要領により精密検査を受診するよう指導し、その結果について札幌市へ報告すること。

※精検実施の流れや留意点の詳細は、5頁を参照すること。

### 9 検査料等の請求

#### (1) 検査料の請求

##### ア 請求単位

原則、月単位（1日～月末までの1か月単位）で請求することとする。

ただし、マンモグラフィ検査と同一日に検査を行えず、超音波検査の実施日が翌月以降になった場合、マンモグラフィ検査の実施日に基づき、月遅れ分として請求する（例：マンモグラフィ検査日は5月30日、超音波検査は6月18日に実施した場合、5月分として月遅れで6月18日以降に請求する）。

## イ 提出期限

請求月の翌月15日まで提出することとする。(ただし、3月分は4月10日まで)

## ウ 提出書類

検査料の請求に際しては、以下の書類を札幌市へ提出するものとする。

- 乳がん検診請求書(様式1-1)
- 乳がん検診請求兼報告書(様式1-2)
- 乳がん検診票兼請求明細書(様式2-2)

※ 様式1は3枚複写で様式1-1及び様式1-2(上から1枚目・2枚目)を札幌市に提出する。残りの3枚目(様式1-3)は、医療機関控えである。

※ 様式2は、2枚複写で札幌市へ提出するのは2枚目である。1枚目(様式2-1)は医療機関控えである。

## エ 月遅れ分の請求等

原則上記イの期限までに請求するものであるが、やむを得ず期限までに請求ができなかった分については、月遅れ分として請求することができる。詳細は、Q&A(23頁)を参照のこと。

### (2) 精検結果連絡費の請求

11頁8により札幌市へ精検結果連絡票を提出する際に、精検結果連絡費を以下により、札幌市へ請求することができる。

#### ア 請求

請求は一次検診医療機関が行うこととする。請求月は、一次検診医療機関が精密検査結果を把握した日に基づき、請求するものとする。

## イ 提出書類

- (ア) 乳がん検診精検結果連絡費請求書(様式3-1)
- (イ) 乳がん検診精検結果連絡費請求兼報告書(様式3-2)
- (ウ) 乳がん検診精検結果連絡票(様式4-3)

※ 様式3は3枚複写で様式3-1及び様式3-2(上から1枚目・2枚目)を札幌市に提出する。残りの3枚目(様式3-3)は、医療機関控えである。

※ 様式4は、3枚複写で札幌市へ提出するのは3枚目である。1枚目(様式4-1)は精検医療機関控え、2枚目(様式4-2)は一次検診医療機関控えである。

## ウ 請求単位・提出期限・月遅れ請求等

11頁(1)の検査料の請求と同様の取扱とする。

## 10 検査料等の支払

札幌市は報告に基づき検査を行い、適正な請求であることを確認した日から30日以内に、請求書に記載されている金融機関の預金口座に振り込むものとする。

指定する振込口座の変更等は、必ず事前に所定の「変更届」(31頁参照)を札幌市に提出するものとする。なお、詳細についてはQ&A(23頁)を参照のこと。

## 11 偶発症発生時の報告

以下の重篤な偶発症・偶発症による死亡が発生した場合は、一次検査・二次精検時に関わらず、別紙様式5（28頁を複写して使用）により、本市に報告すること。

○ 重篤な偶発症＝入院治療を要するものとする。

例：一次検診の場合＝生検時の重篤な出血、迷走神経反射 等

○ 偶発症による死亡＝がんの見逃しによるものを除く。

## 12 実施期日

この要領は、令和8年4月1日から実施する。

## 13 請求及び問合せ先

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE札幌ビル7階  
札幌市保健福祉局ウェルネス推進部 ウェルネス推進課  
TEL 211-3514 FAX 211-3521

## 精度管理項目

### 1. 検査の精度管理

#### ■検診項目

□検診項目は、問診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）とする\*。

※視触診は推奨しないが、仮に実施する場合は、マンモグラフィと併せて実施すること。

#### ■問診・乳房エックス線撮影（撮影機器、撮影技師）

□問診では現在の症状、月経及び妊娠等に関する事項を必ず聴取し、かつ既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況、マンモグラフィの実施可否に係る事項等を聴取する\*。

※質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。

□乳房エックス線装置の種類を明らかにし、日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たす。

□マンモグラフィに係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備する。

□両側乳房について内外斜位方向撮影を行う。また 40 歳以上 50 歳未満の受診者に対しては、内外斜位方向・頭尾方向の 2 方向を撮影する。

□乳房エックス線撮影における線量及び写真の画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構（旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会）の行う施設画像評価を受け、A または B の評価を受ける\*。

※評価 C または D、施設画像評価を受けていない場合は至急改善すること。

□撮影を行う診療放射線技師、医師は、乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会<sup>注2</sup>を修了し、その評価試験で A または B の評価を受ける\*。

※上記の評価試験で、C または D 評価、講習会未受講の場合は至急改善すること。

#### ■乳房エックス線読影

解説：外部（地域の読影委員会等）に読影を委託している場合は、委託先の状況を確認する。

□読影は二重読影を行い、読影に従事する医師のうち少なくとも一人は乳房エックス線写真読影に関する適切な講習会<sup>注2</sup>を修了し、その評価試験で A または B の評価を受ける\*。

※上記の評価試験で C または D 評価、講習会未受講の場合は至急改善すること。

□二重読影の所見に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影する。

#### ■記録の保存

□乳房エックス線画像は少なくとも 5 年間は保存する。

□問診記録・検診結果は少なくとも 5 年間は保存する。

## ■受診者への説明

解説：

- ①札幌市が作成する「受診者への説明文」を、検診機関に来場した対象者全員に個別に配布すること。
- ②資料は基本的に検査を受ける前に配布する。

### 2. システムとしての精度管理

解説：検診機関が単独で実施できない項目については、関係機関と連携して実施する。

- ☐ 受診者への結果の通知・説明、またはそのための札幌市への結果報告は、遅くとも検診受診後 4 週間以内に行う。
- ☐ 精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期※についての積極的な把握に努める。  
※「精密検査結果及び最終病理結果・病期」は精検結果連絡票（様式 4）に記載のある情報を指す。
- ☐ 撮影や読影向上のための、札幌市や医師会等が設置した検討会や委員会に参加する。

### 3. 事業評価に関する検討

解説：検診機関が単独で実施できない項目については、関係機関と連携して実施する。

- ☐ チェックリストやプロセス指標などに基づく検討を実施する。
- ☐ がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、札幌市から求められた項目を全て報告する。  
※「がん検診の結果及びそれに関わる情報」とは、地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。

注 1 乳がん検診に用いるエックス線装置の仕様基準：マンモグラフィによる乳がん検診の手引き第 7 版、マンモグラフィガイドライン第 4 版参照

注 2 乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会

基本講習プログラムに準じた講習会とは、日本乳がん検診精度管理中央機構（旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会）の教育・研修委員会の行う講習会等を指す。なお、これまで実施された「マンモグラフィ検診の実施と精度向上に関する調査研究」班、「マンモグラフィによる乳がん検診の推進と精度向上に関する調査研究」班、及び日本放射線技術学会乳房撮影ガイドライン・精度管理普及班による講習会等を含む。